

職業紹介事業の運営に関する規程

公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「シルバー連合」という。）は、別表のとおり職業紹介の事業所（以下「実施事業所」という。）を置き、「臨時的就業かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用」による有料職業紹介事業を行うものとする。

（職業選択の自由）

第1条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。職業紹介は、求職者には職業選択の自由が、求人者には雇入れの自由がそれぞれ保障されている。シルバー連合は、できるだけ多くの職業について求人開拓に努め求職者に情報を提供し、その選択するいかなる職業についても紹介するよう努めなければならない。

以下、第17条まで省略

（有料職業紹介事業の取扱い範囲）

第17条 シルバー連合の行う有料職業紹介事業の対象となる求職者の範囲は、指定を受けた区域内に居住し、臨時的就業かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する原則として60歳以上の高年齢者とする。

また、求人の範囲は、指定を受けた区域における臨時的就業かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業に関する求人で、港湾運送業務に就く職業又は建設業務に就く職業でないものとする。

2 前項、第7条第1項及び第8条第1項の臨時的就業かつ短期的な雇用又はその他軽易な業務に係る雇用については、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の雇用、又は一定の業務のうち1週間あたりの労働時間が概ね20時間を超えない雇用とする。

3 前項の規定にかかわらず、シルバー連合が都道府県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種の指定を受けた場合は、当該業務については1週間あたりの労働時間を40時間までとすることができる。

（手数料）

第18条 シルバー連合が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。

以下、省略